

地区がまたがる場合の制限の適用について

項目		適用される制限	根拠法令
用途の制限	地区整備計画区域の内外にまたがる場合	敷地の 過半 が地区整備計画区域に属するとき、建築物の全部について制限を適用する。	条例第 10 条
	2 以上の地区にまたがる場合	敷地の 過半 が属する地区の制限を建築物の全部について適用する。	条例第 11 条第 1 項
敷地面積の最低限度	地区整備計画区域の内外にまたがる場合	敷地の 過半 が地区整備計画区域に属するとき、制限を適用する。	条例第 10 条
	2 以上の地区にまたがる場合	敷地の 過半 が属する地区の制限を適用する。	条例第 11 条第 1 項
容積率の最高限度		各地区に属する敷地面積に応じて 按分 する。	建築基準法第 52 条第 7 項 (条例第 11 条第 2 項)
建ぺい率の最高限度		各地区に属する敷地面積に応じて 按分 する。	建築基準法第 53 条第 2 項 (条例第 11 条第 2 項)
壁面の位置の制限		各々 の地区の制限を適用する。	条例第 11 条第 3 項
高さの最高限度			
高さの最低限度			
垣又はさくの構造の制限		各々 の地区の制限を適用する。	
形態又は色彩その他の意匠の制限		各々 の地区の制限を適用する。	
緑化率の最低限度	地区整備計画区域の内外にまたがる場合	地区整備計画区域内の敷地面積を緑化率の対象とし、緑化面積を敷地全体で確保する。	都市緑地法 第 35 条第 4 項
	制限が異なる 2 以上の地区にまたがる場合	各地区に属する敷地面積毎に緑化率を適用し、緑化面積を敷地全体で確保する。	

※条例：稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例